

瑞江小学校 PTA 規約 (令和7年改定)

第一章 名称及び所在

第一条

本会は、瑞江小学校 PTA と称し、事務所は瑞江小学校内におく。

第二章 目的

第二条

1. 家庭、学校、社会の三者が一体となり児童の福祉を増進し、民主教育の進展を図る。
2. 会員相互の教育向上及び親睦に努める。

第三条

学校の振興のための環境の整備に努める。

第三章 方針

第四条

本会は、第二、第三条に規定する目的達成のため、次の方針にしたがい活動する。(平成二十一年四月改定)

1. 特定の政党宗派を支持し又、個人としての営利行為を行ってはない。
2. 本会は、児童の福祉増進のため活動する諸団体と協力する。
3. 本会は、他のいかなる団体の支持、統制、干渉も受けない。

第四章 会員

第五条

1. 本会の会員は本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる人(以下保護者という)、本校の教職員を会員とする。

(令和四年三月改定)

2. 入会及び退会については以下の通りとする。(令和五年一月改定)

- ① 入会は、在校生については入学時及び転入時の委員登録カードの提出をもって入会したものとみなし、令和五年度新入生及び転入生からは児童情報登録カードの提出をもって入会したものとみなす。
- ② 入会済みの会員については、次年度以降卒業まで自動継続とする。
- ③ 会員は児童の卒業、転校などにより会員資格を失った場合に自動退会となる他、退会届の提出、または、所定の退会手続きをもって本会を退会できる。

第五章 会計

第六条

本会の経費は、会費及び事業収入、寄付金等による。

第七条

会費は、児童一名につき月額三百円とする。転入・転出の際は、在籍月を基準とする。(平成四年三月改定)

第八条

本会の資金は、第二章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第九条

本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第六章 役員

第十条

本会の役員は次の通りである。

1. 会長 一名
2. 副会長 若干名(うち一名は副校長)
3. 会計 若干名

4. 書記 若干名
5. 会計監査 若干名

役員の任期は会計二年、その他は二年以降任期無期限とする。
(会計監査は一年)

(令和五年一月改定)

ただし、再任は妨げない。

第十一条

役員の選出は以下の方法による。

1. 役員推薦委員会を組織する(令和五年一月改定)
 - ① 会長の要請により全学年で若干名選出する。
 - ② 第六章第十条の定める定数に基づき、役員候補者を選出する。
2. 役員推薦委員会において選出された役員は、次期総会の承認を受ける。(平成二十四年四月改定)

第十二条

運営委員会の推薦により、この会に顧問を置くことができる。

第七章 役員の任務

第十三条

会員は、第六章の推薦により役員に選出されることができる。

第十四条

役員の任務は次の通りである。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その代行を掌る。
3. 会計は、本会の会計事務を掌り総会において収支を報告する。
4. 書記は、本会の事務一般を掌る。
5. 会計監査は、会計上の公正な監査を行い次年度総会でその結果を報告する。(令和七年五月改定)
6. 顧問は、会長の諮問機関として本会の発展に協力する。

第八章 集会

第十五条

集会は次の通り

1. 総会
2. 監査委員会
3. 各ボランティア会 (令和五年一月改定)

第十六条

総会は、本会の目的を達成するための主要事項の協議決定及び本会の予算決算の審議承認をする。

第十七条

決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第九章 総会

第十八条

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、毎年5月に開催とする。(令和七年五月改定)
2. 臨時総会は、PTA 会長が必要と認めた場合に開催する。
(平成十五年三月改定)
3. 総会の決議は、定期総会・臨時総会ともに、招集又は書面(電磁的記録を含む)によって行い、その効力はどちらも同じものとする。また、その決議は会員数の過半数の同意を必要とする。(令和三年四月改定)

《第十章 委員会、ボランティア会、構成員及び任務》（令和五年一月改定）

第十九条

1. 常任の委員会は、監査委員会、各種ボランティア会とする。但し問題が生じた場合には、別途協議の上委員会を再編する。
 2. 本部役員及び監査委員会、各種ボランティア会は、PTA が運営する諸行事の他、必要に応じて学校で行われる諸行事、イベント、校外活動の運営に協力する。
 3. 本部役員及び監査委員会、各種ボランティア会は、本会の目的や方針にしたがい、活動上単独、又は特殊な存在にならないようにする。
 4. ボランティア会の募集、本部役員が必要と判断した各種イベント及び行事について、ボランティアを募集する。
- 必要に応じて、リーダー・サブリーダーを選出し、各種イベント及び行事を実施する。

《第十一章 個人情報取扱方法》

第二十条

個人情報取扱方法については、別紙に定める通りとする。
（令和五年一月改定）

《第十二章 付則》

1. 本規約は、昭和五十九年四月一日より実施する。
但し、第三章第四条については、平成二十一年四月より実施する。
および第四章第五条1については、令和四年三月より実施する。
および第五章第七条については、平成四年三月より実施する。
および第六章第十一条2については、平成二十四年四月より実施する。
および第九章第十八条2については、平成十五年三月より実施する。
および第九章第十八条3については令和三年四月より実施する。
および第四章第五条2、第六章第十条、第十一条1、第八章第十五条、第十章第十九条、第十一章第二十条、第十二章3については、令和五年一月より実施する。
および第七章第十四条5、第九章第十八条1については令和七年五月より実施する。
2. 規約の改正は、総会の議決による。
3. 緊急を要する事項が生じた場合は、本部役員会にて処理することができる。その後速やかに会員に報告するものとする。
（令和五年一月改定）
4. 本会に関する慶弔規約は細則で定める。（令和七年五月改定）